

投資事業有限責任組合会計規則について

20231102 経局第 1 号
令和 5 年 12 月 5 日
経 済 産 業 省
経 済 産 業 政 策 局
産 業 組 織 課

投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）第 8 条第 1 項に規定される貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書に記載すべき事項については、下記により行うこととする。

なお、10・08・07 企庁第 2 号「中小企業等投資事業有限責任組合会計規則について（公示）」（平成 10 年 8 月 20 日、中小企業庁）については、令和五年十二月五日をもって廃止する。

記

投資事業有限責任組合会計規則

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 貸借対照表（第五条―第十二条）
- 第三章 損益計算書（第十三条―第十七条）
- 第四章 業務報告書（第十八条）
- 第五章 附属明細書（第十九条）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「法」という。）第八条第一項の貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び附属明細書（以下「財務諸表等」という。）の記載方法は、この会計規則の定めるところによる。

（会計の原則）

第二条 投資事業有限責任組合（以下「組合」という。）の財務諸表等の会計処理及び記載

方法は、次に掲げる原則に適合したものでなければならない。

一 財産及び損益の状態について真実な内容を表示すること。

二 すべての取引について、正規の簿記の原則によつて、正確な会計帳簿を作成すること。

三 財産及び損益の状態を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。

四 採用する会計処理の原則及び手続並びに財務諸表等の記載方法については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

五 その他一般に公正妥当であると認められる会計の原則に従うこと。

（会計方針の注記等）

第三条 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する重要な会計方針は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

2 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、その旨及び変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。

3 前項の規定は、貸借対照表又は損益計算書の記載方法を変更したときに準用する。

(注記の記載方法)

第四条 この規則で定める注記すべき事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

2 この規則で定めるもののほか、貸借対照表又は損益計算書により組合の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

第二章 貸借対照表

(区分)

第五条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び出資金の部を設け、各部にはその部の合計額を記載しなければならない。

(資産の部)

第六条 資産の部は、投資、余裕金、その他資産の各部に区分しなければならない。

(投資)

第七条 投資は、株式、債券その他の資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

2 投資は、原則として、時価を付さなければならない。

3 前項の時価は、金融商品（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十一年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。）にあつては、計算を行う日において、市場参加者（財務諸表等規則第八条第六十四項に規定する市場参加者をいう。）間で秩序ある取引が行われるとした場合におけるその取引において、組合が受け取ると見込まれる対価の額又は取

引の相手方に交付すると見込まれる対価の額とする。

4 投資に係る資産の評価方法は、組合契約に定めるところによる。

(余裕金)

第八条 余裕金は、現金及び預金その他の資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(その他資産)

第九条 その他資産は、その性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。
い。

(負債の部)

第十条 負債の部は、流動負債及び固定負債の各部に区分しなければならない。

2 前項の各部は、その性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(出資金の部)

第十一条 出資金の部は、受入出資金、繰越損益、当期損益、分配金累計額の各部に区分

しなければならない。

(受入出資金)

第十二条 受入出資金は、組合に対して払い込まれた金額を記載しなければならない。

2 分割払込に係る受入出資金の契約総額は注記しなければならない。

第三章 損益計算書

(区分)

第十三条 損益計算書は、投資損益とその他損益に区分しなければならない。

(投資損益)

第十四条 投資損益は、投資収益及び投資原価を適当な名称を付した科目で表示し、その

差額として投資利益又は投資損失として記載しなければならない。ただし、投資売却損益を純額で表示することも妨げない。

(その他損益)

第十五条 その他損益は、投資以外に係る収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した

科目に細分しなければならない。

(当期損益)

第十六条 第十四条の利益又は損失の額に、第十五条の収益の合計額と同条の費用の合計額を加減した額は、当期利益又は当期損失として記載しなければならない。

(分配)

第十七条 法第十条により財産分配の対象となる純資産額は、未実現利益を除くものとする。

2 前項の未実現利益の額は注記しなければならない。

3 投資株式等による分配は、その会計処理の方法について注記しなければならない。

第四章 業務報告書

(業務報告書)

第十八条 業務報告書には、次の事項その他組合の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。

- 一 その事業年度における運営の経過及び成果（受入出資金の払込等資金調達の状況及び投資の進捗状況を含む）
- 二 過去三年間以上の運営成績及び財産の状況の推移、当該事業年度までの運営成績の累計額並びにこれについての説明
- 三 決算期後に生じた組合の状況に関する重要な事実

第五章 附属明細書

（附属明細書）

第十九条 附属明細書には、次に掲げる事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び業務報告書の記載を補足する重要な事項を記載しなければならない。

- 一 投資の明細及び投資の時価の明細
- 二 投資先会社等の状況及び主要な財務数値
- 三 組合員の持分に関する明細
- 四 分配金の明細

五 投資損益の明細

六 その他の勘定明細

附 則

1 この会計規則は、令和五年十二月五日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この会計規則の規定は、令和六年十月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表等について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表等については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に終了する事業年度に係る財務諸表等に適用することを妨げない。